

第 9 編 電気通信施設編

第 1 章 電気通信施設設計

1. 電気通信施設の設計に関しては、「電気通信施設設計業務共通仕様書」（国土交通省大臣官房電気通信室編集）の第 1 編（共通編）第 2 章（設計業務一般）及び第 2 編（電気施設設計）、第 3 編（通信施設設計）、第 4 編（情報通信システム設計）並びに付属資料に準ずるものとする。

なお、この場合、「調査職員」を「監督員」と読み替えるものとする。